

令和6年5月24日

令和6年5月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月24日（金）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第18号 非農地証明願について
- 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第13号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 ただいまより令和6年5月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は9番綱木委員、10番桑内委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第14号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第14号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和6年5月2日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が10件、更新が26件、農地中間管理権の新規が27件、更新が0件で、合計63件、174筆、193,934.11㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に農用地利用集積計画(案)の利用権の設定を受ける者に上田武志

委員の親族が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により当議案の審議開始から終了まで退席願います。

(上田武志委員退席)

議長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、上田武志委員、入室してください。
(上田武志委員入室、着席)

議長 次に議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号76から78については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号76について、高原字中須の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第15号、受付番号76について説明いたします。
5月14日に藤井委員、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は、高原字中須〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が畑、983㎡です。
譲渡人は、高齢で後継者がいないことから耕作が困難になったため、譲受人に農

地を有償で譲渡することになり、今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人の株式会社〇〇〇〇の所在は町外であります。申請地までの距離は、約1.2kmで通作に問題はありません。

既に石井町内で〇〇〇〇㎡を耕作し、本申請と合わせると耕作面積は〇〇〇〇になる予定です。

現在はキュウリ、トマト、ナスを中心に作付けしております。

申請地でも同様の作付けを行う予定であるとのことから、周辺農地への影響はないと見込まれます。

農業従事要件においては、代表取締役及び3名の従業員が年間230日、農業に従事します。

農機具保有状況では、トラクター〇台、トラック〇台など営農に必要な機械を所有していることから、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号76について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号76は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号77について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第15号、農地法第3条許可申請、受付番号77について説明いたします。
5月14日に田幡会長と私の2名で、代理人である行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の内、石井字重松〇〇〇番〇、633㎡は、登記地目は田で現況は枝豆とスイカが作付けされた畑でした。

また、重松〇〇〇番〇、623㎡は、登記地目、現況地目とも田で、耕耘されておりました。

許可後の耕作面積は、自作地及び借入地と合わせると〇〇〇〇㎡となる予定です。

譲渡人は、他地区に農地を取得したことから当地区の農地は売却することになり、申請地が譲受人の自宅近隣にあり、すでに借りて耕作を行っていたことから購入に至ったとのことです。

譲受人は、水稻や枝豆等野菜を栽培しており、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機を各〇台保有しております。

農業経営は兼業から専業に変えており、今後も継続して耕作すると考えられることから許可相当と判断いたします。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号77について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号77は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号78について、藍畑字高畑中須の担当であります11番廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第15号、受付番号78について説明いたします。

5月18日に綱木委員、桑内委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人及び譲受人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が畑、420㎡です。

譲受人の許可後の耕作面積は、〇〇〇〇㎡となる予定です。

町道から申請地を挟んだ奥に譲受人の畑があり、これまでは申請地と合わせて譲受人が耕作していました。

国土調査の結果、町道と譲受人の畑の間に申請地があることが判明したため、双方の話し合いで今回の申請に至ったとのことです。

譲受人は主に牧草を栽培しており、申請地でも同様に耕作する予定です。

自宅から申請地までは、200m、3分ほどの距離にあり問題はありません。

譲受人の農作業歴は50年で、年間150日農業に従事することから農業従事要

件を満たしていると思われます。

農機具は、トラクター〇台を所有しており、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号78について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号78は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号79については、以上です。

議 長 それでは、受付番号79について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第16号、受付番号79、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

5月20日に上田武志委員、大西委員と私の3名で申請地に出向き、代理人である行政書士から説明を受け、現地調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は休耕地です。
雑草をおさえるため表面に碎石が敷かれ、申請地の北の端と思われる部分にトラックがとめられておりました。このことについては、顛末書が提出されております。

申請地は、申請者と高川原水利組合、石井町等と立会を行い、境界を確認しております。

申請地の西には農地が広がっておりますが、農地の区分等については、転用して申請人が住居を構えることが可能と事務局が判断しております。

申請地は、元は共同苗代として利用されていた農地の一部でしたが、状況が変わり共同苗代が不要となったとのことです。

周辺には、すでに住居が3件あり、周囲への影響については、特に問題は無いと思われまます。

近隣の方の同意については、代理人がすでに確認しているとのことですが、工事前には再度確認するよう申しております。

排水については、高川原水利組合の同意書が添付されております。

よって、許可やむをえないと考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号79の申請地は、平成12年に農用地区域から除外された、三方を歩道のある町道、住宅地、河川等に囲われた第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅です。

申請地は、親族との共同名義であるため、本申請にあたり親族の同意書が添付されております。

また、雑草防止のため碎石を敷いているとのことであり、顛末書が添付されております。

申請地の周囲は、東側が町道、南側が宅地、西側が石井町の水路を挟んだ農地、北側は町有地及び河川となっております。

申請地の北側境界の内側には新設擁壁を設置しますが、その他の部分については、既存擁壁等に高さをすりあわせるように造成します。土砂の流出等のおそれはないと見込まれております。

給水は井戸から取水し、浄化槽等の排水は町水路に放流します。

開発行為許可を徳島県に申請中です。

高川原水利組合から建築行為に対する同意が得られております。

申請において十分な資金が見込めることが融資証明書で確認できます。

既に申請地の南側に住宅が連なって建設されておりますが、周囲の農地に大きな影響はみられていないとのことであり、本申請においても格別被害は生じないと見込まれます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号79について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号79は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号80から82については、以上です。

議 長 それでは、受付番号80について、高川原字天神の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第17号、受付番号80について、説明いたします。

5月20日に、近久委員と大西委員、私の3名で農地法第5条の規定による許可申請の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高川原字天神〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、431㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏です。

譲受人が自動車の整備、販売等の事業を営んでおり、車両置場が不足していたことと、譲渡人が相続で申請地を取得したものの、上板町に居住していることから自身で耕作することに困難を感じていたことから、農地の売買及び転用について同意にいたったとのことでした。

譲受人の自宅兼事業所が西に隣接し、車両はこの土地を通過して搬入し、10台程度まで置きます。

土地の形状は三角地で、南側と東側は麻名用水土地改良区の水路です。

この水路との境界の内側に、新たにコンクリート壁を工事し、西側の宅地に高さをそろえて造成します。

表面には碎石をしき、雨水は地下浸透とします。

申請地の南東のすみにポンプ小屋がありますが、今後も近隣農家の取水に必要であるため残すとのことであり、工事はこれをよけて行います。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

水路をはさんで東側と南側に農地がありますが、耕作に影響はないと見込まれます。

よって、本申請については許可やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号80の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第1種農地で、概ね50m以内に5軒の住宅があり集落接続をしております。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

譲受人の自動車の修理、販売等の事業において、取扱量が増えているため車両置場として転用するものです。

譲受人は、四国運輸局の自動車特定整備事業の認証を受けております。

申請地の西側は2件の宅地で、南側の宅地に譲受人が居住し、自動車整備業等を営んでおります。南側と北東側は麻名用水土地改良区の水路を挟んだ農地です。

車両の搬入は、西側の既存擁壁の一部を撤去し、ここを通して行います。

造成においては、水路との境界の内側に新設擁壁を設置し、西側の宅地の高さに合わせ、擁壁の高さに収まるように行います。

南東の隅にあるポンプ小屋は、今後も農地の取水のため、残します。

表面に碎石を敷き、雨水は地下浸透とします。

土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

本申請において十分な資金があることが、預金残高証明書で確認できます。

周囲との問題が生じた場合は、転用者が対応することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手

をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号80について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号80は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号81について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第17号、受付番号81、農地法第5条許可申請について説明いたします。
5月17日に、田幡会長、藤井会長職務代理及び岩本委員、阿部委員と私、事務局からは太田局長と片岡主幹とともに申請地に出向き代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記、現況ともに田、1,901㎡です。

申請地は農地としての管理が困難であり、譲受人の太陽光発電設備設置において適切な面積であったため有償移転を行うことになったとのことです。

転用計画では、盛土をせず整地のみを行い太陽光発電設備設置します。

申請地の周囲は、コンクリートの構造物で囲われ、土砂の流出等のおそれはないと考えられます。

雨水は地下浸透です。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されています。

また、外周には高さ1.2mのフェンスを設置し、幅1mの防草シートを敷きます。

除草は、年2回程度を予定しております。

転用において問題が生じた場合は、譲受人の責任で対処するとのことです。

以上のことから、転用については問題は無いと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号81の申請地は、令和6年1月に農用地区域から除外された、下浦駅か

ら300m以内にある第3種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が農地として管理難であり、太陽光発電設備設置において適切な規模の面積を確保できることから、農地を転用するものであります。

パネル容量○○○kw、○○○枚とパワコン容量○kw、○台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、西側と南側が町道、北側は私道を挟んだ宅地、東側は麻名用水利地改良区の水路を挟んだ農地です。

造成は行わず整地のみです。雨水は地下浸透です。

地元との協議により、町道との境界からは十分な余裕をもってフェンスを設置します。看板は北西部の進入口に設置します。

雑草対策として年2回程度、除草を行う計画ですが、整地のみでパネルを設置するため、必要があれば追加で除草をすることです。

また、申請地内のフェンスの外側に防草シートを敷きます。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水利地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、○○○○株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。

○○○○株式会社は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号81について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号81は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号82について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第17号、農地法第5条許可申請、受付番号82について説明いたします。
5月14日に田幡会長と私が申請地に出向き、代理人の行政書士と現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地の重松〇〇〇番〇は、登記が田、現況が雑種地、253㎡で資材置場として利用されております。

北は譲受人の居宅と接し、西側は麻名用水利改良区の水路、東側は県道、南側はプレハブ倉庫の敷地となっております。

譲渡人は、県外に居住するため申請地の管理が困難であることから、譲受人名義となっても、引き続き親族が経営する会社と使用貸借契約を結んで資材置場として利用します。

農地法による許可が必要であることは、売買を行うに当たって知ったとのことですので。

申請地は、近隣にある親族の会社が平成29年頃から資材置場として使用しております。

道路から奥側に残土を置き、中央部分の北側には、砂等を置くためコンクリートの枠を設置し、入り口北側には、エクステリアの現場資材を置いております。

原状回復は困難と考えられ、始末書も添付されております。

麻名用水利改良区の意見書が添付されています。

取水、排水にかかる計画書が添付され、雨水は地下浸透とします。周辺地域に被害が生じた場合は申請者が対処する旨が述べられています。

よって、許可やむをえないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号82の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

申請地は、譲受人の親族が営む建設会社の資材置場として利用されていたことから始末書が添付されております。

譲受人に所有権移転後も、建設会社とは使用貸借契約を締結して、引き続き資材置場として利用するとのことでした。

このことについては、問題がないと徳島県農林水産部農林水産政策課に確認しております。

申請地は東側が県道であり、ここから資材を搬入しております。十分な幅員があるため、今後も資材の出し入れに問題はないと思われまふ。

また、北側は譲受人の住宅、西側は農地、南側は里道をはさんだ宅地です。新たに造成等の工事は行わないとのことでした。表面には碎石が敷かれております。雨水は地下浸透です。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

周囲の農地に対して問題が生じた場合は、申請者が対応することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、追認やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号82について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号82は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第18号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号83については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号83について、浦庄字諏訪の担当であります3番岩本委員に、現

地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第18号、受付番号83、非農地証明願について説明いたします。

5月17日に吉浦委員と阿部委員、私の3名で代理人の行政書士と会い、聞き取り及び現地調査を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇の一部で、登記が田、現況は田、2,358㎡の一部、40.81㎡が雑種地となっております。

町道と申請者の住宅地との間に申請地の田があったことから、昭和44年以前からその一部を町道からの進入路としており、今回の申請に至ったとのことです。

添付資料である国土地理院の空中写真で、昭和44年5月1日以前から進入路として利用されていたことが確認できます。

また、麻名用水土地改良区の意見書が添付されており、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号83の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま岩本委員が説明されたとおりです。

申請地は、昭和44年以前から住宅の進入路に利用していたとのことです。

このことは、昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、田の一部ではありますが、コンクリート舗装された状態で、現在も住宅の進入路として利用されており、農地への復元は著しく困難です。

また、申請地以外を使用して宅地から町道へ出入りすることはできません。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号83について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号83は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、2件受理しました。

報告第13号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(14番大西委員挙手)

14番 報告第14号、受付番号72については、公益財団法人 徳島県農業開発公社が異なる地域にある農地、4筆の貸主となっておりますが、農地の所有者は全て同一人物ですか。

事務局 同一の所有者が開発公社を通じて農地を貸していました。

14番 借人が耕作できなくため貸借が解約されたそうですが、この農地は今後、どうなりますか。

事務局 開発公社が借人を探しますが、見つからなければ所有者に農地が返されます。

農業委員会としては、農地利用最適化推進委員を通じて借人を探すなど、努力したいと考えております。

議長 ほかに発言はありますか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わ

ります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和6年5月石井町農業委員会総会を閉会いたしたい
と思います。慎重審議ありがとうございました。